

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務	担当部局	法務省民事局参事官室	規制の区分	新設	評価実施時期	令和3年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>法律案は、相続等により土地の所有権を取得した者が、その土地の所有権を国庫に帰属させることを希望する場合には、法務大臣に対して申請を行い、一定の要件を満たす場合に国庫への帰属を国に義務付けるものであるが、申請を受けた法務大臣が個々の申請に対して適正な審査を行うためには、申請者自身が土地を国庫に帰属させても良いとする申請意思を明確に確認する必要があることはもとより、承認申請者の個人情報(氏名や住所など)、申請対象である土地の情報(所在地や地目など)を得なければ適正な審査業務や承認等を行うことは不可能である。</p> <p>そこで、土地の所有者がその所有地についてどのように処分等をするかは土地の処分権限を有する土地所有者の自由ではあるものの、本制度を利用して法務大臣に対して国庫への帰属の申請を行う場合には、法務大臣による承認を申請する旨や承認申請者自身に関する情報や承認申請の対象となる土地に関する情報を記載した承認申請書の提出を求めているものである。</p>						
	法律又は政令の名称	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案(仮称)					
直接的な費用の把握	改正案			代替案			
遵守費用	<p>申請書の具体的な記載内容等は、今後、政省令等において定められることになるが、仮に、申請書の作成に1人で平均15分を要すると仮定した場合の平均的な遵守費用は以下ようになる。</p> <p>申請者における1件あたりの申請書の作成に係る平均的な遵守費用 $= 1人 \times 15分 \times 単価約2,903円(※1) = 約725円$</p> <p>※1…約2,903円=5,034千円(民間給与実態統計調査(国税庁、令和元年(概要))の平均給与額(年間))\div1,734時間(労働統計要覧(厚生労働省)毎月労働統計調査、令和元年における年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模30人以上)</p>			<p>代替案として、口頭による申請を可能とした場合、申請者は法務局による聞き取りに応じなければならないことが想定されるため、申請者には以下のような遵守費用が生じることになる。</p> <p>申請者における1件あたりの申請内容の聴取等に応じる平均的な遵守費用 $= 1人 \times 30分 \times 単価約2,903円(※1) = 約1,451円$</p>			
行政費用	該当なし			<p>代替案として、口頭による申請を可能とした場合、窓口において申請者から申請事項を聞き取る等の対応が生じることになる。申請書の記載内容、確認すべき事項及び審査体制等は、今後、政省令等において定められることになるが、仮に、申請者の申請内容の聴取等に1人で平均30分を要すると仮定した場合の平均的な行政費用は以下となる。</p> <p>法務局における1件あたりの申請者の申請内容の聴取等に要する平均的な行政費用 $= 1人 \times 30分 \times 単価約3,374円(※2) = 1,687円$</p> <p>※2…約3,374円=6,800,000円(行政職俸給表(一)における年間給与(人事院、令和元年))\div(7.75時間\times5日\times52週)</p>			
直接的な効果(便益)の把握	土地の所有者が相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する際に承認申請書の提出を求めることにより、申請者の申請意思や申請内容が明確となり、法務大臣において申請内容について適正な審査を行うことができるようになる。また、承認申請書の記載事項に特段の問題がない限り、窓口において申請者から申請事項を聞き取る等の対応も生じないことになる。						
副次的な影響及び波及的な費用の把握	本規制は、承認申請を希望する土地の所有者に対して申請の際に申請書の提出を義務付けるものであり、何ら経済活動や事業活動を規制するものではないため、副次的な影響及び波及的な影響は生じないものと考えられる。						
費用と効果(便益)との関係	土地の所有者が相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する際に承認申請書の提出を求めることに係る費用は限定的と考えられる一方、法務大臣に対して承認申請書が提出され、審査業務に当たって申請者による申請内容が明確になることによる便益は、法務局による申請者に対する申請内容の確認業務が不要となるだけでなく、誤った情報に基づき審査業務が行われるなどの過誤処理の発生防止につながるという意味で申請者自身の権利保護にも資するものであり、便益が費用を上回ることが自明であることから、本規制を導入することが妥当である。						
代替案との比較	規制案と代替案のそれぞれに生じる費用を比較すると、規制案の方が代替案よりも優れていることは明らかである。また、口頭による申請ではなく、土地の所有者が相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する際に承認申請書の提出を求めることにより、申請者の申請意思や申請内容が明確となり、法務大臣において申請内容について適正な審査を行うことができるようになることに加え、承認申請書の記載事項に特段の問題がない限り、窓口において申請者から申請事項を聞き取る等の対応も生じないこととなるため、効果としても規制案の方が代替案よりも優れていることは明らかである。						
その他関連事項	なし						
事後評価の実施時期等	施行から5年後に事後評価を実施する予定である。						
備考	本評価書について、第63回政策評価懇談会において審議したところ、委員からの質問・意見は別添のとおりであった。なお、委員からの意見(No.1)を踏まえ、本評価書の「6代替案との比較①[規制案と代替案の比較]」を修正した。						

規制の事前評価書（案）に対する質問・意見

別添

No.	規制名	委員	該当箇所	質問・意見
1	相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務	朝日委員	P2ページ 2直接的な費用の把握 ③「遵守費用」は金銭価値化 P5ページ 6代替案との比較 ⑩費用	申請者における1件あたりの申請書の作成に係る平均的な遵守費用について、社会全体としての総費用の観点から、このような申請がどの程度の件数で発生するかの見込みはありますでしょうか。 ※5ページの「費用」における「行政費用」および「遵守費用」にも同様に該当。
2	相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務	井上委員	P1～2ページ 1規制の目的、内容及び必要性	国庫帰属の申請承認書の提出義務の必要性については理解しましたが、もし、義務を果たさない場合、何らかの罰則はあるのでしょうか。
3	相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務	井上委員	全般	危険な崖地は国庫帰属させないということですが、人命にかかわるような危険な土地については国庫帰属させた方が公益に資するのではないのでしょうか。
4	相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務	大沼委員	P2ページ 1規制の目的、内容及び必要性	相続人多数の土地において、この承認申請書は全員の同意が必要か、そうでであるとすると実効性が乏しくなりはしないか、法定相続分の過半数の者の承認申請でたり、他の相続人は一定期間内に異議を述べることができ、その期間を過ぎると失権する、異議を述べた場合は、同人に所有権の帰属が認められるが、管理費用を負担する義務が生じる、などの方策が必要ではないか。
5	相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務	篠塚委員	P1～2ページ 1規制の目的、内容及び必要性②	【質問・意見の趣旨】 1ページ1～②の[規制以外の政策手段の検討][規制の内容]欄のとおり、申請書という書面を提出させる義務を設けることは賛成するが、いわゆる土地所有権の放棄に関しては、粗放的管理が可能である土地については広く認められるべきである。 【理由】 法制審議会民法・不動産登記法部会（部会資料61・1頁以下、部会資料58・1頁以下）においては、当初は、所有者に土地所有権の放棄を認める旨の提案がされていたが、民事的な規律ではなく法務大臣による承認を要求するものとして、行政手続の規定に改めて提案がされている。申請にあたって申請者に書面を要求すること自体は意思確認及び手続の明確性を確保するために必要である。もっとも、この問題は承認がいかなる要件で認められるか（部会資料61・1頁の3項、部会資料58・1頁の3項）、及び承認の際に納入する、「国有地の種目ごとにその管理に要する10年分の標準的な費用の額」の金額が重要である（部会資料61・2頁の7項、部会資料58・2頁の7項）。 相当程度厳しい承認の要件に加え、負担金の額が適正な金額を超える場合、国民が制度の利用を断念することとなれば、この制度の趣旨を没却しかねないので、適正な運用が望まれる。